

令和2年12月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議員 関根敏伸

地球温暖化対策や地域振興に資する再生可能エネルギー導入の推進を
求める意見書

地球温暖化対策や地域振興に資する再生可能エネルギー導入の推進のための措
置を講ずるよう強く要望する。

理由

国は2030年度の電源構成について、再生可能エネルギーを22%~24%程度とす
る目標を掲げている。また、菅内閣総理大臣は10月26日の第203回国会における所
信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を
目指すことを宣言しており、再生可能エネルギーの導入の推進に向けた機運が高
まっている。

岩手県北・沿岸地域は再生可能エネルギー資源が多く存在しており、地域から
はその利活用が地域振興につながることも期待されている。

また、東日本大震災による大規模な停電等の経験を踏まえ、災害時においても
地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型のエネルギー供給システム
の構築を進めていくことも必要である。

一方で、再生可能エネルギーの適地には送電網が脆弱な地域が多いことや、設
備費用に地域間格差がある等、再生可能エネルギー導入の更なる推進には課題も
山積されている。

よって、国においては、地球温暖化対策や地域振興に資する再生可能エネルギ
ー導入の推進のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 次世代型の送配電ネットワークの構築に向け、関係省庁が連携して地域振興
に資する環境の整備や規制・制度の見直しを進め、既存系統の最大限の活用や
送電網増強、工期の短縮などの電力系統の安定化に向けた施策を国の責任にお
いて推進すること。
- 2 地域がバイオマス、太陽光、風力、地熱、中小水力等の地域資源を活用して

再生可能エネルギーの地産地消を積極的に推進できるよう、小規模な取組に対する支援を含め十分な財政支援措置を講ずるとともに、老朽化した再生可能エネルギー発電施設の更新・改修等に対する支援制度を創設すること。

- 3 再生可能エネルギー施設の立地については、県や市町村との協議や地域における環境保全・防災の観点を取り入れる等、地域の実情に配慮した事業の実施を徹底させること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。